

STOP! 受動喫煙!



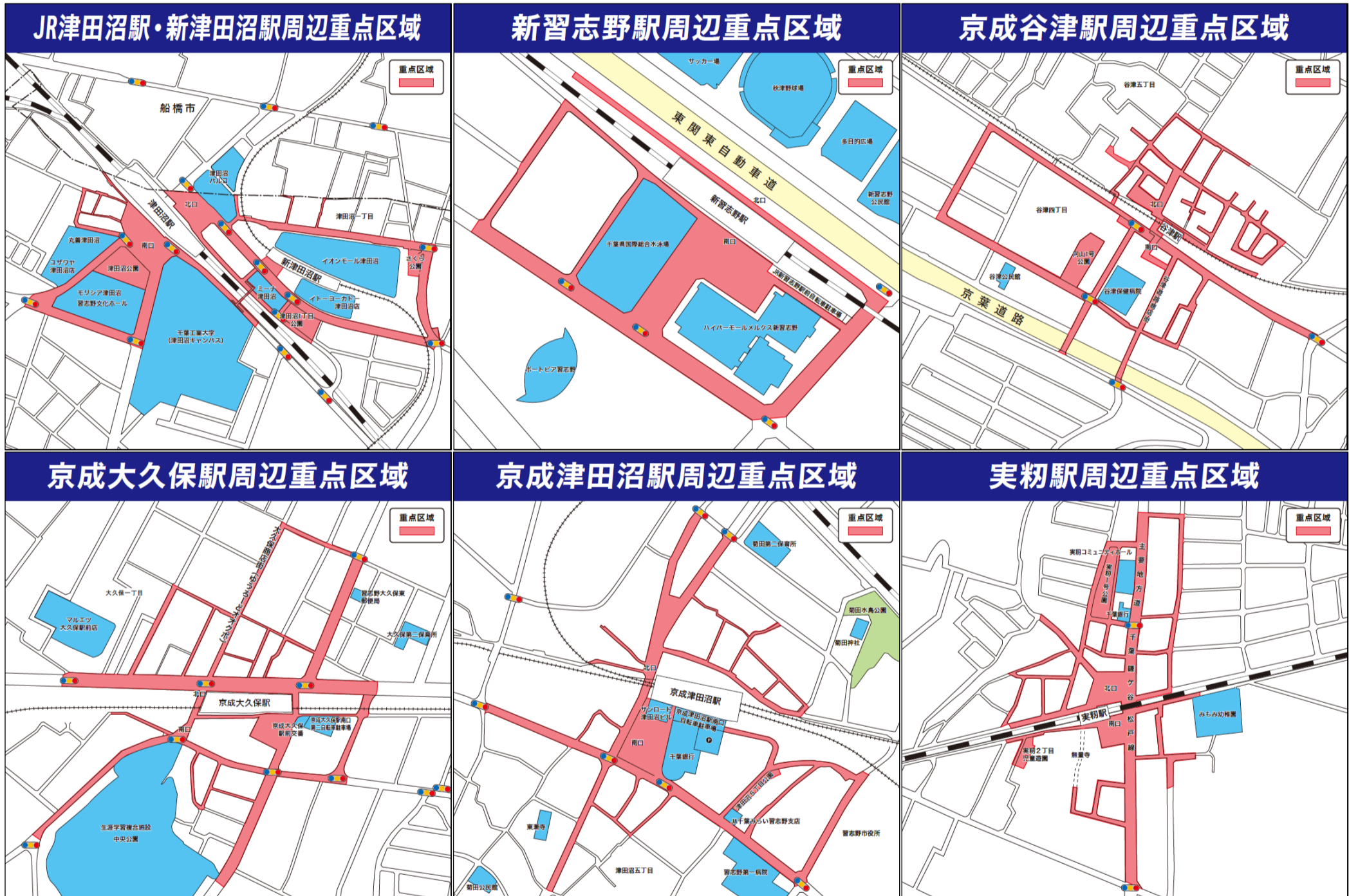
～未来のために今できること。受動喫煙のない健康なまち習志野へ!～

駅周辺、学校等の重点区域では、**喫煙は禁止**です。

(加熱式たばこは適用除外。ただし、受動喫煙を生じさせてはいけません。)

平成31年4月1日から、市内7駅周辺の重点区域(下図)で喫煙した場合

過料2,000円が科されます。



学校等(保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、こどもセンター、あじさい療育支援センター)周辺の重点区域は、過料の対象ではありませんが、**喫煙禁止**です。なお、喫煙を禁止する範囲、期間及び時間帯は次のとおりです。



範囲：施設に隣接する3m以内の道路(歩道は全部)、公園

期間：月曜日から土曜日まで(祝休日、年末年始を除く)
学校行事が行われる日曜、祝休日

時間帯：6:00～21:00